

横浜市屋外広告物条例の改正について（報告）

屋外広告物は、表示方法によってまちの賑わいの形成に寄与する一方で、他都市において屋外広告物の落下事故が起きるなどの課題も抱えています。このため現在、屋外広告物条例及び規則等の改正の検討を進めており、その改正案の概要についてご報告します。

1 屋外広告物制度の現状

横浜市では、屋外広告物法に基づき、屋外広告物条例及び規則等を制定し、屋外広告物に関してその設置可能場所や規模等の基準を定めており、一定規模以上のものについては、市長の許可が必要な制度となっています。（イベントなど一時的な広告物であっても、基本的には許可が必要。）

2 条例等を改正する趣旨・背景

近年、プロジェクションマッピングなどの新しい屋外広告物が、イベント時を中心に各都市で掲出されています。これらの屋外広告物は、フラッグ等の従来の屋外広告物とともにまちの賑わい形成に寄与することから、活用を推進したいと考えています。このため、イベント等で掲出される一定要件を満たす屋外広告物の規制を緩和します。

また、他都市において老朽化した屋外広告物の落下等による人命に関わる重大事故が発生した例もあり、安全性の確保がより一層求められています。このため、屋外広告物が適正に管理されるよう規制を強化します。

3 検討の経緯

条例等を改正する趣旨・背景を踏まえ、令和 2 年度から条例改正の検討を進めてきました。そして、令和 3 年 3 月の屋外広告物審議会において条例等の改正の方向性についてご議論いただき、条例改正の基本的な考え方について取りまとめました。

この基本的な考え方について、令和 3 年 4 月 1 日から 4 月 30 日まで市民意見募集を実施しました（別紙参照）。

4 主な改正点

- (1) まちの活性化に資するイベントで一時的に掲出する屋外広告物について、大きさ等の基準を適用せず、許可も不要とします。
- (2) 新たな屋外広告物の種類として「投影広告物」を定義し追加します。
- (3) 3 年ごとの継続許可申請の際に、屋外広告物の点検及び管理者の設置を義務化します。
- (4) 違法な屋外広告物の撤去命令に従わない者がいる場合、その旨を公表します。

※ 屋外広告物とは（屋外広告物法における定義）

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの、② 屋外で表示されるもの、③ 公衆に表示されるもの、④ 看板、広告塔、建物その他の工作物等に掲出、表示等されるもの、以上 4 つの全てを満たしているものを言います。一時的な光の映像等で何らかのイメージ等を表示するものや、案内サインなどの公共的サインも屋外広告物に該当すると解されています。

5 具体的な改正内容案

(1) まちの活性化に資するイベントのために掲出する屋外広告物の活用について

まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために一時的に掲出する屋外広告物については、一定の要件を満たす場合、規制対象の大きさ等を定めた基準を適用せず、許可も不要とします。



【ファイナルファンタジー30周年×横浜】
実施年：平成 29 年
実施場所：インターコンチネンタルホテル



【ピカチュウ大量発生チュウ!】
実施年：平成 30 年
実施場所：コスモクロック 21

ア 要件	<p>次の全ての要件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まちの活性化に資する公益性のあるイベント」のための屋外広告物（国や地方公共団体、あるいはこれらから推薦を受けた団体等が主催するイベントで、その内容が地域の振興、観光の振興、文化芸術の振興などであること） ・期間は、原則 7 日以内（再掲出は実施日の 5 倍の日数を空ける）、又は 1 日あたりの表示時間が、原則 10 分以内 ・表示内容については、商業広告部分の割合を規制 ・景観、周辺環境及び道路交通等の安全への配慮 ・掲出場所は、商業地域、近隣商業地域に限定
イ 緩和する基準	<p>安全面や景観面の配慮を行ったうえで、次の基準を緩和します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁止地域^{※1}、禁止物件^{※2}の適用を除外 ・大きさなど、屋外広告物の設置に関する基準の適用を除外（例：表示面積の制限なし） ・許可不要（事前協議の上、届出は必要）

※ 1 屋外広告物を設置できない地域（例：東名高速道路、新幹線から水平距離 500 メートル以内）

※ 2 屋外広告物を設置できない物件（例：橋りょう、街路樹、銅像、煙突）

(2) 投影広告物に関する規定の新設について

プロジェクションマッピングに代表される、投影により映像等を表示する新しい屋外広告物を「投影広告物」と新たに定義し、周辺環境への影響や交通の安全性に配慮しつつ、適切な規制を行います。

投影広告物の規制内容	現制度の「映像装置 ^{※3} 」の基準と同等とします。 ・市街化調整区域、低層・中高層住居専用地域での掲出不可 ・自動車交通量が多い交差点付近での掲出不可 ・表示面積は壁面全体の3/40以下 (通常の看板の表示可能面積(3/10)の1/4以下) 等
------------	---

※3 デジタルサイネージ(大型ビジョン)など、発光し映像を表示する機能を有する照明装置

(3) 屋外広告物の安全性の確保について

屋外広告物を掲出する者に対して、屋外広告物の管理に関する責任をより明確にするため、屋外広告物の点検及び管理者の設置を義務化します。



【強風により看板の金具が外れて傾いている状況】



【看板の中が錆びてもろくなっている状況】

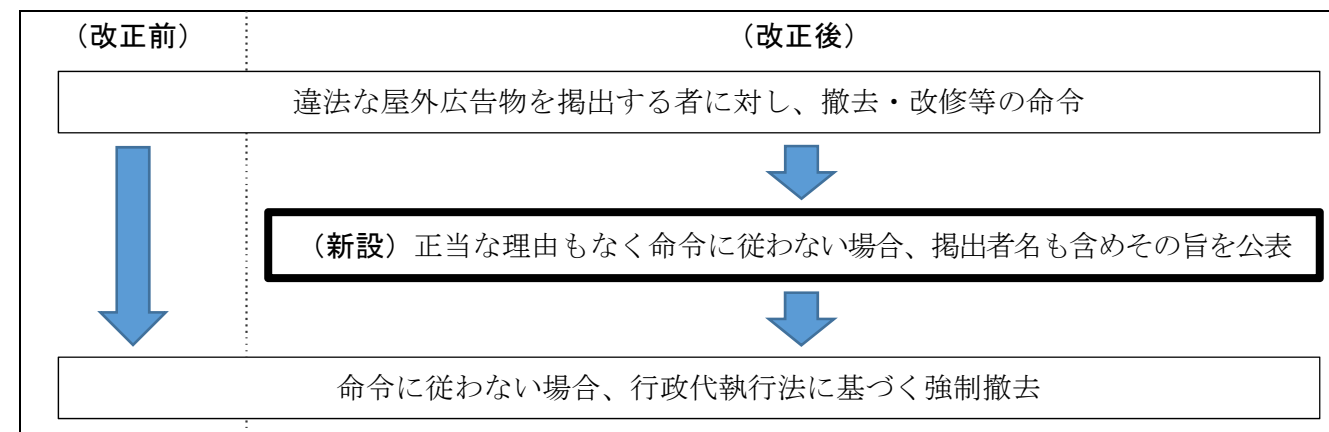
ア 点検義務化	許可を受け設置された屋外広告物の点検を義務化します。 ・継続申請(主に3年毎)前に点検し、申請時に報告書を提出 ・屋上看板やアーチ看板のほか、高さが4メートルを超える袖看板、広告塔などは、屋外広告士等の有資格者 ^{※4} による点検を義務化 (有資格者による点検は3年間の経過措置を設けます。)
イ 管理者設置の義務化	許可を受け設置された屋外広告物の管理者の設置を義務化します。 ・屋上看板やアーチ看板のほか、高さが4メートルを超える袖看板、広告塔などは、屋外広告士等の有資格者 ^{※5} による管理者の設置を義務化 (有資格者による管理者の設置は3年間の経過措置を設けます。)

※4 「屋外広告士」、「建築士(1・2級)」、「屋外広告物点検技能講習修了者」

※5 「屋外広告士」、「屋外広告物の設置に関する講習会修了者」、「広告美術科の職業訓練修了者等」

(4) 違法に掲出されている屋外広告物に対する指導の実効性の確保について

撤去命令等を受けた違法な屋外広告物を掲出する者が命令に従わない場合は、掲出者名等を公表することを条例上に明文化することで、自主的な撤去等を促します。



6 スケジュール

令和3年9月 第3回市会定例会に条例改正案を提出

<以下、第3回市会定例会で議決された場合の予定>

10月 条例の公布

令和4年1月 条例施行規則の意見公募手続

3月 同施行規則の公布

4月 条例・同施行規則の施行

「横浜市屋外広告物制度の見直し」に対する市民意見募集の実施結果について

1 市民意見募集の概要

(1) 意見募集の期間

令和3年4月1日（木）から令和3年4月30日（金）まで

(2) 市民意見募集の周知方法

- ・広報よこはま（令和3年4月号）
- ・市ホームページへの掲載
- ・市民情報センター、区役所、都市整備局景観調整課で資料を配布、配架

(3) 全体の意見数

11名（FAX1名、電子メール10名）の方から、25件のご意見をいただきました。

2 意見項目の分類と意見に対する市の考え方

【意見の分類】

分類	件数
(1) まちの活性化に資するイベントのために掲出する屋外広告物の活用について	12件
(2) 投影広告物に関する規定の新設について	3件
(3) 屋外広告物の安全性の確保について	7件
(4) 違法に掲出されている屋外広告物に対する指導の実効性の確保について	3件

【制度見直しの考え方への反映状況と件数】

分類	件数
① 制度見直しの考え方にご意見を反映するもの	5件 ※
② 制度の見直しに積極的な意見や評価をいただいたもの	1件
③ 制度の見直しに対する意見や質問で、今後の参考とさせていただくもの	17件
④ 意見の趣旨が既に制度の見直しに含まれているもの	2件
⑤ その他、制度の見直しとの関係が見られないもの	0件

※内訳 屋外広告物の安全性の確保について 3件
違法に掲出されている屋外広告物に対する指導の実効性の確保について 2件